

士別市中小企業振興条例 利用ガイド

令和2年4月1日改正



士別市

士別市経済部商工労働観光課（商工労働係） 0165-23-3121
士別市朝日支所経済建設課（経済係） 0165-28-2121

新規で開業したい

新規開業または新分野事業を始める場合 最大200万円を助成

①新規開業等支援事業

- 対象者：創業者・中小企業者
- 助成金額：限度額200万円（新規開業等に要した費用の30/100以内）
- その他：（1）新規開業を行った場合又は現在行っている事業と別分野の事業を行う場合
（2）対象経費については、事業計画費（賃貸料、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費等）取得費（事務所、備品、設備、店舗等）、改修費
（3）対象業種については、③空き店舗活用事業と同様



②、③、④との併用可能

New 新規創業者に経営安定化を目的として 3年間で最大120万円を助成

②新規創業支援資金

- 対象者：創業者・中小企業者
- 助成金額：1年目60万円、2年目36万円、3年目24万円を助成（実際支出した金額を上限とする）
- その他：（1）創業後、一定期間の営業を必要とし、期間内の廃業等は助成金返還対象となります
（2）対象業種については、③空き店舗活用事業と同様

①、③、④との併用可能



店舗を取得したい・改修したい

空き店舗を取得し小売業・飲食業等を始めた場合
最大120万円を助成

③空き店舗活用事業

- 対象者：創業者・中小企業者等
- 助成金額：
【店舗賃貸の場合】限度額120万円（1年間の賃貸料の50/100以内）
【店舗取得の場合】限度額100万円（取得額の30/100以内）
- その他：対象業種については、卸売業・小売業・飲食業・サービス業等を対象とし、通年的に営業が行われ、営業が週24時間以上であり日中営業しているもの

①、②、④との併用可能

店舗の改修を市内業者を利用し実施した場合
最大100万円を助成

④店舗改修事業

- 対象者：創業者・中小企業者等
- 助成金額：限度額100万円（100万円以上の改修を対象とし、改修費が150万円以下は1/3以内とし、これを超える改修費は1/2以内として計算する）
- その他：(1)対象業種については、卸売業・小売業・飲食業・サービス業、宿泊業、療術業とし、通年的に営業が行われ、営業が週24時間以上であること

(2)計算例 改修費200万円 (a)150万円×1/3=50万円
(b) 50万円×1/2=25万円
(a) + (b) = 助成額75万円

①、②、③との併用可能

新たに施設・設備を設置したい

福利厚生施設や職業訓練施設等の設置をする場合
最大500万円を助成

⑤従業員福利厚生事業



- 対象者：中小企業者等
- 助成金額：限度額500万円（事業費の30/100以内）
- その他：(1)対象施設（寄宿舍、小規模体育館、事業所内福利厚生施設、託児施設、職業訓練施設、社員住宅）
(2)事業所内福利厚生施設の対象施設とは更衣室、図書館、講堂、研修室、食堂、休養室をいう
(3)社員住宅については、居住部分の床面積1平方メートルにつき1万円を助成基準とする

アーケードや駐車場等の施設を設置する場合
最大1,000万円を助成

⑥高度化事業

- 対象者：商店街振興組合等
- 助成金額：限度額1,000万円（事業費の50/100以内）
- その他：(1)助成対象については、市民の利便性向上を図るための街路灯、アーケード、歩行者空間に設置する構築物、ロードヒーティング、駐車場、休憩所の施設また設備の設置の場合
(2)更新については、原則耐用年数を超過した場合に限る

景観統一を図るための共通の看板、店舗デザイン等の工作物を設置した場合最大50万円を助成

- 対象者：商店街振興組合等
- 助成金額：限度額50万円（事業費の50/100）

人材を育成したい

事業所外研修の費用や個人の資格取得のための費用を助成

⑦人材育成研修事業

- 対象者：中小企業者
- 助成金額：限度額10万円（派遣費用・受講料の30/100以内）
- その他：助成対象については、以下のとおり
 - (ア) 10時間以上の事業所外研修に従業員を派遣し、教育訓練を受講した場合
 - (イ) 中小企業大学校に従業員を派遣し、教育訓練を受講した場合
 - (ウ) 個人資格の取得について、中小企業者が費用を負担した場合
 - (エ) 職業能力開発促進法に基づく、職業訓練指導員試験及び技能検定試験に合格した場合



中小企業退職金共済制度等の退職金共済制度に新たに加わった場合に助成

⑧従業員福利厚生事業

- 対象者：中小企業者
- 助成金額：1年間の掛金の30/100以内
- その他：中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度への新規加入が対象

Uターン等就職者を雇用した際の面接旅費、移転費用等を負担した場合に最大20万円助成

⑨人材確保促進事業

- 対象者：中小企業者
- 助成金額：

道外から配偶者又は扶養親族がある場合	20万円
道外から単身者の場合	10万円
道内の場合	5万円

※近隣市町村からの移転は除く

人材を育成したい

常用労働者を新規雇用、雇用人数を拡大した場合
最大30万円を助成

⑩雇用奨励促進事業

- 対象者：中小企業者
- 助成金額：常用労働者を新たに雇用した場合、1名につき30万円以内
- その他：(ア)新たに障がい者を短時間労働者として雇用した場合は、1名につき20万円以内を助成
(イ)障がい者を常用労働者として雇用する場合には、雇用の日から2年継続雇用後、さらに30万円以内を助成

認定職業訓練を実施した場合、運営費等の経費を
最大50万円助成

⑪認定職業訓練事業

- 対象者：中小企業者等
- 助成金額：限度額50万円（費用の50/100以内）



新たなものを作りたい

新たな工業製品や本市特有の新商品を研究・開発
した場合、最大20万円を助成

⑫新商品開発事業

- 対象者：中小企業者等
- 助成金額：限度額20万円（研究開発に要した費用の50/100以内）
- その他：(ア)対象経費については、原材料費、工具費、製造費、
中間試験設備、知財出願費
(イ)新商品は、本市において生産される物産品を主たる原料として本市特有のものをいう

新しいイベントしたい

商店街イベントや地域活性化に資するイベントを開催した場合に助成

⑬商店街活性化事業

- 対象者：中小企業者、中小企業団体等
- 助成金額：中小企業者 限度額10万円
中小企業団体等 限度額100万円
(事業費の50/100以内)
- その他：同一的な催事については助成期間は、おおむね5年以内とする



士別市の融資制度

⑭特別融資資金

- 対象者：中小企業者及び創業者で本市に居住している市税完納者
中小企業団体等で市税完納者
- 融資利率：4月1日及び10月1日の長期プライムレートと同率
- 利子補給等：利子：50/100（補給上限2%）
保証料：50/100



資金使途	限度額	融資期間
経営資金	1,000万円	10年以内
設備資金	1,000万円	10年以内
緊急経営 安定資金	300万円	5年以内

